

熱中症見舞金制度のあらまし

1. 熱中症見舞金制度の仕組

本制度に加入するシルバー人材センターの正会員が、センターが提供した業務の就業中や就業場所の行き帰りにおいて、熱中症により死亡又は入通院した場合に、見舞金をお支払いする制度です。

2. 見舞金をお支払いする場合と支払額

補償対象者(本制度に加入する正会員とします。以下同じ。)が、就業中(又は、就業場所への行き帰り)に、医師の診断により熱中症と診断され、死亡又は1泊2日以上入院もしくは通院加療(日帰り入院を含む)をした場合、次の表の金額を、熱中症見舞金として、補償対象者(死亡の場合は法定相続人代表者の方)に、一時金としてお支払いします。

死亡見舞金	10万円
入院見舞金(2泊3日以上)	5万円
入院見舞金(1泊2日)	3万円
※通院加療(日帰り入院を含む)見舞金	5千円

※入院見舞金、通院加療見舞金については、見舞金請求の原因となる正会員の傷病についてセンターで確認できれば、別途医師の診断書の提出は必要ありません。

※ 通院日数に関係なく一律5千円となります。

3. 補償対象期間

- 令和7年6月1日から令和8年5月31日までの熱中症が補償対象となります。

※ いつでも中途加入できます。掛金が振込まれた日の翌日から補償の対象となります。
申込手続等にご不明な点がある場合には、下記のお問い合わせ先までご照会ください。

4. 加入方法及び掛金

- 本制度では、シルバー人材センターを単位に正会員の方全員を補償対象者として加入いただきます。

※ 一部の会員のみを対象者にすることや、一部の会員を補償対象から外することはできません。

- 加入いただく場合には、補償対象者を記名する必要はありません。

※ 正会員の名簿を備えつけることにより、正会員全員を補償いたします。

- 掛金は、以下の算式に基づき算出されます。

$$\text{掛金(円)} = (\text{令和7年3月末の正会員数}) \times (1 \text{人あたり掛け金} 120 \text{円})$$

- 掛金については、シルバー人材センターごとに別紙記載の指定の銀行口座に振り込みをしていただきます。
- 中途加入の場合も、1年間分の掛金額と同額をお支払いいただきます。

5. 当初(6月)から加入する場合の掛金の振込期限

- 令和7年5月19日(月)までにお振り込みください。

〔お問い合わせ先 : 制度運営事務受託会社〕
株式会社全福サービス(全シ協 保険係) 担当 松本・五十嵐
TEL: 03-3252-2012